

生駒市条例第47号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第1条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書、第3項、第5項、第7項及び第9項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第11項中「平成29年4月分」を「平成31年10月分」に、「同年3月分」を「同年9月分」に改める。

附則第13項、第15項、第17項、第19項、第21項、第23項及び第25項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第27項中「平成29年4月分」を「平成31年10月分」に、「同年3月分」を「同年9月分」に改める。

(生駒市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市下水道条例の一部を改正する条例（平成25年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書及び第3項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

(生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成25年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書、第4項及び第5項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。